

都市計画法第34条第6号川越市審査基準

1 開発区域

総合計画等の土地利用計画に支障がないこと。

2 予定建築物等

予定建築物等は、埼玉県又は中小企業総合事業団から中小企業高度化資金の貸付を受けて行う中小企業の高度化事業の用に供される建築物又は第1種特定工作物であること。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年11月30日から施行する。